

(別添 2)

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

2 募集の対象

陸将補である自衛官であって、平成 26 年 3 月 31 日に 56 歳以上の者（注 1 参照）

3 募集人数

約 4 名

4 募集の期間（約 2 週間）

平成 26 年 1 月 28 日（火）0900 から

平成 26 年 2 月 10 日（月）1700 まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成 26 年 3 月 1 日（土）から平成 26 年 3 月 31 日（月）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続き

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第 1）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、所属部隊等の長が指名する者

(人事担当者等) に持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の 2 週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合 (注 2) のとおり

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第 2) を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事部 人事部長 XXXXXXXXXX

(注 1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 平成 26 年 3 月 31 日 (月) までに定年に達する職員

④ 平成 26 年 1 月 28 日 (火) (募集開始日) において懲戒処分 (ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。) を受けている者又は平成 26 年 1 月 28 日 (火) から平成 26 年 2 月 10 日 (月) まで (募集の期間内) に懲戒処分を受けた者

(注 2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合